

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

AH203-276 2020.04

Ref.357518 01-20 98.3M (D)

2020.4改

賠償責任保険

普通保険約款・特別約款・特約集

2020年4月1日付で、保険約款の一部^{やっかん}内容を改定いたしました（例：文言の明確化、他の種目と内容や表現の統一）。今回の改定に関し、お客さまにお手続きいただくことはございません。



アメリカンホーム保険
Member of AIG

も く じ

賠償責任保険普通保険約款..... 1

章 名	頁
第1章 用語の定義条項	1
第2章 補償条項	1
第3章 基本条項	3

特別約款・特約..... 9

特別約款および特約は保険証券等に記載がある場合に適用されます

A. 個人特別約款	9頁
1 個人国外危険補償特約	10頁
2 長期保険特約（個人用）	10頁
B. ゴルフ特別約款	11頁
3 ゴルファー傷害補償特約	12頁
4 ゴルフ用品補償特約	19頁
5 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	20頁
6 長期保険特約（ゴルフ用）	23頁
◎その他の特約（共通）	24頁
7 保険契約の継続に関する特約（年払契約用）	24頁
8 通信販売に関する特約	25頁
9 保険料クレジットカード払特約	27頁
10 保険料支払に関する特約	28頁
11 保険料分割払特約（一般用）	28頁

ご契約いただいた商品によって適用される約款および特約が異なります。なお、特約については保険証券等に記載がある場合に適用されます。

個人賠償責任保険	
適用される普通保険約款	賠償責任保険普通保険約款
適用される特別約款	個人特別約款
適用される特約 (保険証券等記載の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人国外危険補償特約 ・長期保険特約（個人用） ・保険契約の継続に関する特約（年払契約用） ・通信販売に関する特約 ・保険料クレジットカード払特約 ・保険料支払に関する特約 ・保険料分割払特約（一般用）

ゴルファー保険	
適用される普通保険約款	賠償責任保険普通保険約款
適用される特別約款	ゴルフ特別約款
適用される特約 (保険証券等記載の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルファー傷害補償特約 ・ゴルフ用品補償特約 ・ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ・長期保険特約（ゴルフ用） ・保険契約の継続に関する特約（年払契約用） ・通信販売に関する特約 ・保険料クレジットカード払特約 ・保険料支払に関する特約 ・保険料分割払特約（一般用）

賠償責任保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1章

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。 (注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
財物の破損	財物の滅失、損傷もしくは汚損をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2章 補償条項

第2章

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が、他人の身体の障害または財物の破損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この補償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人 (注1) の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質 (注3) もしくは核燃料物質 (注3) によって汚染された物 (注4) の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務（注1）に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ④ 排水または排気（注2）に起因する損害賠償責任

（注1）家事を除きます。

（注2）煙を含みます。

第5条（損害賠償請求解決の特則）

当社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 第23条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第23条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 保険事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および前条の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第7条（支払保険金の計算）

（1）1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\left[\begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償} \\ \text{請求権者に対して負} \\ \text{担する法律上の損害} \\ \text{賠償責任の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{前条①から③} \\ \text{までの費用} \end{array} \right] - \begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償請求権者} \\ \text{に対して損害賠償金を支払っ} \\ \text{たことにより取得するものが} \\ \text{ある場合は、その価額} \end{array}$$

$$- \text{保険証券記載の免責金額} = \text{保険金の額}$$

（2）当社は、（1）に定める保険金のほか、前条④および⑤に定める費用を支払います。

第8条（先取特権）

（1）身体の障害または財物の破損にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第6条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

（2）当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第6条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第9条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第6条(費用)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとし、

第3章 基本条項

第3章

第10条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとし、

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

第12条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過

した場合には適用しません。

- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第13条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第14条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第15条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第16条（保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険契約者が第19条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）(1)または(2)の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (2) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第17条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらのものに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または (2) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができません。
- (4) 保険契約者または被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は次の損害については適用しません。
- ① (1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第18条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第19条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第11条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき別表により計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の未経過期間（注）に対する保険料を返還または請求します。

（注） 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) (1) および (2) の規定により追加保険料を請求する場合において、第16条（保険契約の解除）(1) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。

（注） 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができません。

- (4) (1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、別表により計算した未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第20条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 第14条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対する日割をもって計算した保険料を返還します。

第21条（保険料の返還－取消しの場合）

第15条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第22条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第11条（告知義務）(2)、第12条（通知義務）(2)、同条（6）、第16条（保険契約の解除）(1)、第17条（重大事由による解除）(1)、同条（2）またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対する日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第16条（保険契約の解除）(2) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、別表により計算した未経過期間に対する保険料を返還します。

第23条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故（注1）が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、またはその他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 事故（注1）発生の日時、場所および事故（注1）の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。

- ア. 事故（注1）の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故（注1）発生の日時、場所または事故（注1）の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ④ 他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。
- （注1）保険事故または保険事故の原因となるべき偶然な事故をいいます。
（注2）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
（注3）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第24条（事故発生時の義務違反）

- （1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② 前条②から③までまたは⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金を支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、第7条（支払保険金の計算）の規定により算出した額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第26条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができます。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書（注1）については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書（注1）
 - ③ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑦ 他人の財物の破損に関して支払われる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）

および被害が生じた物の写真（注3）

⑧ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（注1）人の死傷を伴う事故または自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

（注2）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注3）画像データを含みます。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（5）当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（保険金の支払時期）

（1）当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② （1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ （1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域にお

ける (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条 (2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第28条 (時効)

保険金請求権は、第26条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権 (注) を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第30条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第31条 (保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<別表> 短期料率表

追加保険料、返還保険料については、次の短期料率を乗じて計算した保険料を請求または返還します。

(1) 保険料が追加となる場合に適用する短期料率

未経過期間に対する
下表に掲げる短期料率

(2) 保険料が返還となる場合に適用する短期料率

100%

—

既経過期間に対する
下表に掲げる短期料率

・既経過期間 未経過期間	7 日まで	15 日まで	1 か月まで	2 か月まで	3 か月まで	4 か月まで	5 か月まで	6 か月まで	7 か月まで	8 か月まで	9 か月まで	10 か月まで	11 か月まで	12 か月まで
短期 料率	10 %	15 %	25 %	35 %	45 %	55 %	65 %	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	95 %	100 %

ただし、この保険契約に適用される特約の規定により、保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、その特約の定めるところによります。

A. 個人特別約款

A

第1条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の本人をいいます。
住宅	居住のための保険証券記載の住宅（注）をいいます。 （注）敷地内の動産および不動産を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払う場合—その1）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対して、日本国内において発生した次のいずれかの事故による損害にかぎり、保険金を支払います。

- ① 記名被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故

（注）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（保険金を支払う場合—その2）

普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）③の規定は、被保険者が家事使用人として使用する者については適用せず、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）のいずれかに規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被る損害についても保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② もっぱら被保険者の職務に用いられる動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 航空機、船舶・車両（注2）または銃器（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （注1）住宅の一部がもっぱら被保険者の職務に用いられる場合は、その部分を含みます。
（注2）原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
（注3）空気銃を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

（1）この特別約款における被保険者は、次のいずれかに該当する者（注）とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

（注）責任能力のない者を含みません。

- （2）（1）の記名被保険者と記名被保険者以外の被保険者との続柄は、第2条（保険金を支払う場合—その1）および第3条（保険金を支払う場合—その2）の規定に定める損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- （3）被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとに前条の規定

を適用します。

(4) 保険契約締結の後、記名被保険者が死亡した場合(注)には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。

① (1) ②から④までのうち新たに記名被保険者となる者の同意を得て、記名被保険者をその者に変更すること。

② この保険契約を解除すること。

(注) 次条に該当する場合を除きます。

(5) 記名被保険者が死亡した場合でも、(4)の手続が行われるまでの間、

(1) および(2)の規定の適用は、その記名被保険者との続柄によるものとします。

第6条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、前条(1)に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第7条(普通保険約款の読替え)

この特別約款については、普通保険約款第17条(重大事由による解除)(1)③の規定における「保険契約者」を「保険契約者または記名被保険者」、同条(2)の規定における「被保険者」を「記名被保険者以外の被保険者」と読み替えて、普通保険約款を適用します。

第8条(普通保険約款の準用)

この特別約款に定めのない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

1. 個人国外危険補償特約

この保険契約は、日本国外において発生した個人特別約款第2条(保険金を支払う場合—その1)①または②のいずれかに規定する事故についても適用します。

2. 長期保険特約(個人用)

第1条(保険料の返還または請求—通知義務の場合)

普通保険約款第12条(通知義務)(1)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通保険約款第19条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険減少が生じた時以降の期間(注)に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条(保険料の返還—失効等の場合)

保険契約が失効となる場合には、普通保険約款第20条(保険料の返還—無効または失効の場合)(2)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条(保険料の返還—解除の場合)

普通保険約款第11条(告知義務)(2)、第12条(通知義務)(2)もしくは(6)、第16条(保険契約の解除)(1)または第17条(重大事由による解除)(1)もしくは(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合または普通保険約款第16条(2)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、普通保険約款第22条(保険料の返還—解除の場合)の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条(保険料の返還または請求—料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険契約の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

既経過年数 既経過月数	2年		3年		
	0年	1年	0年	1年	2年
1ヶ月	88%	46%	92%	64%	32%
2ヶ月	83%	42%	88%	62%	29%
3ヶ月	78%	38%	85%	59%	26%
4ヶ月	73%	33%	82%	56%	23%
5ヶ月	68%	29%	79%	54%	20%
6ヶ月	65%	25%	77%	51%	17%
7ヶ月	63%	21%	75%	48%	14%
8ヶ月	60%	17%	74%	45%	12%
9ヶ月	58%	13%	72%	43%	9%
10ヶ月	55%	8%	70%	40%	6%
11ヶ月	53%	4%	69%	37%	3%
12ヶ月	50%	0%	67%	34%	0%

(注) 既経過月数につき1ヶ月未満の端日数は1ヶ月として計算します。

B. ゴルフ特別約款

B

第1条 (用語の定義)

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
クラブ等	ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。
ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似の競技を除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目がいかなる場合でも、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の附属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいい、これに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいい、これに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、クラブ等を使用してくり返しスイングを行うことをいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。また、これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
スイング	クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ動かすことをいいます。

第2条 (保険金を支払う場合—その1)

当会社は、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)に規定する損害に対して、被保険者が行うゴルフの練習、ゴルフの競技またはゴルフの指導中の場合のみ、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払う場合—その2）

普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）③の規定は、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディについては適用せず、保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）に規定する損害のほか、被保険者が自動車（注）の所有、使用または管理に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。

（注）ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

第5条（普通保険約款の準用）

この特別約款に定めのない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

3. ゴルファー傷害補償特約

3

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似の競技を除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目がいかなる場合でも、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいい、これに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいい、これに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、クラブ等を使用してくり返しスイングを行うことをいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。また、これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
重大な過失	事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明できない行為（注）を伴うものをいいます。 （注） 不作為を含みます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

用語	定義
通院日数	<p>平常の生活または平常の業務に従事することができなくなり、かつ、実際に通院治療を受けた日数をいい、次の日数を含みます。</p> <p>① 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注1）であるときには、その処置日数を含みます。</p> <p>② 被保険者が通院しない場合において、骨折等の傷害を被った次のいずれかの部位を固定するために医師または施術師の指示によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネを常時装着したときは、その日数</p> <p>ア. 長管骨（注2）および脊柱</p> <p>イ. 長管骨（注2）に接続する三大関節部分の骨折で長管骨（注2）部分も含めた部位</p> <p>ウ. ろく骨または胸骨の骨折による体幹部</p> <p>（注1）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。</p> <p>（注2）上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。</p>
入院	<p>次のいずれかに掲げる状態をいいます。</p> <p>① 医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること</p> <p>② 別表2に定めるいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けていること</p>
入院日数	<p>平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、実際に入院治療を受けた日数をいい、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。</p> <p>（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。</p>
暴動	<p>群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p>
保険金	<p>死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金をいいます。</p>
保険金額	<p>保険証券記載の保険金額をいいます。</p>

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、被保険者が、ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、ゴルフの競技またはゴルフの指導中に、事故によって、その身体に被った傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
 - (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。
- （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、次のいずれかによって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には他の者が受け取るべき金額については除きます。

- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑤ 地震、噴火または津波
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑦ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚染された物（注2）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
（注1）使用済燃料を含みます。
（注2）原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当社は、原因がいかなる場合でも、頸部症候群（注）または腰痛で医学的覚所見のないものに対しては、保険金を支払いません。
（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（死亡保険金の支払）

当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注1）を死亡保険金として死亡保険金受取人（注2）に支払います。

（注1）1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

（注2）死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人とします。

第5条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表1に掲げる割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発見の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する後遺障害に該当したものとみなします。ただし、別表1の(1)③、④、(2)③、(4)④および(5)②に規定する機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

(4) 同一事故により、別表1に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の(7)、(8)および(9)に規定する上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は次の算式によって算出した額を限度とします。

$$\text{保険金額} \times 60\% = \text{1肢ごとの後遺障害保険金の限度額}$$

第6条（入院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができない程度になおった日までの入院日数に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times 1,000\text{分の}1.5 \times \text{入院日数} = \text{入院保険金の額}$$

(2) 当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第7条 (通院保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができない程度になおった日までの通院日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

保険金額 × 1,000分の1 × 通院日数 (注) = 通院保険金の額

(注) 前条に該当する日数を除き、90日を限度とします。

- (2) 当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、通院保険金を支払いません。
- (3) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条 (当社の責任限度額)

当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第5条(後遺障害保険金の支払)および前条の規定による額とし、かつ、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。

第10条 (重大事由による解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらのものに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(注)を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。
- (注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害(注1)に対しては、当社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第11条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。
 - ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 当会社の定める傷害状況報告書
 - ③ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
 - ④ 死亡診断書または死体検案書
 - ⑤ 後遺障害もしくは傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ⑥ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ⑦ 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書
 - ⑧ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑨ 被保険者の戸籍謄本
 - ⑩ 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人を定めなかった場合)
 - ⑪ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
 - ⑫ その他当社が普通保険約款第27条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族(注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第13条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。
(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第14条 (死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第15条 (時効)

保険金請求権は、第11条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条 (普通保険約款の読替え)

この特約により、普通保険約款第27条(保険金の支払時期)の規定における「前条(2)および(3)」を「この特約第11条(保険金の請求)(2)および(3)」と読み替えて、普通保険約款を適用します。

第17条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびゴルフ特別約款の規定を準用します。

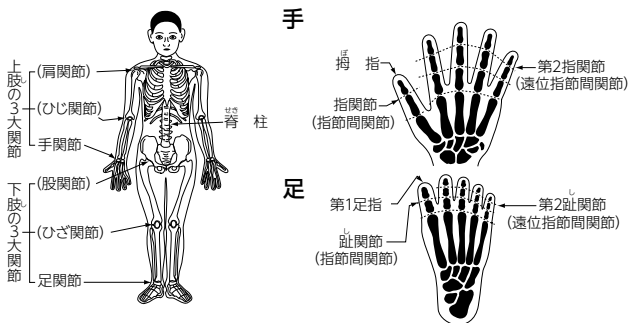
別表 1

- (1) 眼の障害
 - ① 両眼が失明したとき…………… 100%
 - ② 1眼が失明したとき…………… 60%
 - ③ 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき…………… 5%
 - ④ 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となったとき…………… 5%
- (2) 耳の障害
 - ① 両耳の聴力を全く失ったとき…………… 80%
 - ② 1耳の聴力を全く失ったとき…………… 30%
 - ③ 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき…………… 5%
- (3) 鼻の障害
 - ① 鼻の機能に著しい障害を残すとき…………… 20%
- (4) 嚙しゃく、言語の障害
 - ① 嚙しゃくまたは言語の機能を全く廃したとき…………… 100%
 - ② 嚙しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すとき…………… 35%

- ③ 咀嚼^そまたは言語の機能に障害を残すとき…………… 15%
- ④ 歯^ばに5本以上の欠損を生じたとき…………… 5%
- (5) 外貌^{げい}（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状
- ① 外貌^{げい}に著しい醜状を残すとき…………… 15%
- ② 外貌^{げい}に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕^{はんこん}、長さ3cmの線状痕^{せんじょうこん}程度をいう）を残すとき…………… 3%
- (6) 脊柱^{せき}の障害
- ① 脊柱^{せき}に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき…………… 40%
- ② 脊柱^{せき}に運動障害を残すとき…………… 30%
- ③ 脊柱^{せき}に奇形を残すとき…………… 15%
- (7) 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害
- ① 1腕または1脚を失ったとき…………… 60%
- ② 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき…………… 50%
- ③ 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき…………… 35%
- ④ 1腕または1脚の機能に障害を残すとき…………… 5%
- (8) 手指の障害
- ① 1手の拇指^ぼを指関節（指節間関節）以上で失ったとき…………… 20%
- ② 1手の拇指^ぼの機能に著しい障害を残すとき…………… 15%
- ③ 拇指^ぼ以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき…………… 8%
- ④ 拇指^ぼ以外の1指の機能に著しい障害を残すとき…………… 5%
- (9) 足指の障害
- ① 1足の第1足指^しを趾関節（指節間関節）以上で失ったとき…………… 10%
- ② 1足の第1足指^しの機能に著しい障害を残すとき…………… 8%
- ③ 第1足指^し以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき…………… 5%
- ④ 第1足指^し以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき…………… 3%
- (10) その他身体の著しい障害により終身自用を弁^{べん}ずることができないとき…………… 100%

(注1) (7)、(8) および (9) の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節などの説明図



別表2

- ① 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること
- ② 咀嚼^そまたは言語の機能を失っていること
- ③ 両耳の聴力を失っていること
- ④ 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
- ⑤ 1下肢の機能を失っていること
- ⑥ 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- ⑦ 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- ⑧ その他の上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居

動作に限られていること

(注1) ④の規定中「手関節」および「関節」については別表1(注2)の関節の説明図によります。

(注2) ④の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

4. ゴルフ用品補償特約

4

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいい、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品(注1)について次のいずれかにより生じた損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 盗難(注2)。ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。
- ② ゴルフクラブの破損または曲損
(注1) 保険証券記載のものに限ります。
(注2) 不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)または第4条(保険金を支払わない場合—その2)に規定する損害のほか、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかによる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人(注)の重大な過失
- ② 火災の際における不法侵入者によって行われた盗難
- ③ ゴルフ用品の自然の消耗または性質による変質その他類似の事由
- ④ ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失
(注) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第4条 (費用)

当社は、被保険者があらかじめ当社の同意を得て損害の生じたゴルフ用品を発見回収するために支出した費用を支払います。

第5条 (支払保険金の計算)

当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

損害の生じたゴルフ用品の損害発生時における時価によって算出した損害額の全額 + 前条に定める費用 = 保険金の額

第6条 (被害物についての当社の権利)

(1) 当社が保険金として保険金額全額を支払った場合は、ゴルフ用品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金(注)の額が損害発生時における時価に達しない場合には、当社は、支払った保険金(注)の額の損害発生時における時価に対する割合によってその権利を取得します。

(注) 第4条(費用)の費用は含みません。

(2) (1)の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払った場合は、ゴルフ用品について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に移転しません。

第7条 (残存保険金額)

当社が保険金を支払った場合は、保険金額からその支払額を差し引いた残額をもって、損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

第8条 (保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
 - ② 当会社の定める事故状況報告書
 - ③ 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合は、警察署の盗難届出証明書にかぎりず。
 - ④ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ⑤ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑥ その他当社が普通保険約款第27条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（時効）

保険金請求権は、前条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第10条（普通保険約款の読替え）

この特約により、普通保険約款第27条（保険金の支払時期）の規定における「前条（2）および（3）」を「この特約第8条（保険金の請求）（2）および（3）」と読み替えて、普通保険約款を適用します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびゴルフ特別約款の規定を準用します。

5. ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

5

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（注）、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 （注）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は除きます。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目がいかなる場合でも、施設の利用について料金を徴するものをいいます。

用語	定義
ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを行ったゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
終日クローズ	ゴルフ競技を全くできなかったことをいいます。
祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内(注)に開催された祝賀会に要する費用をいいます。 (注) 祝賀会としてゴルフ競技を行う場合には、積雪により終日クローズした期間のうち当会社の認める期間を延長します。
贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを行った記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
保険金額	保険証券記載のホールインワン・アルバトロス費用の保険金額をいいます。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール(球孔)に入ることをいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、慣習として次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。ただし、保険金額を限度とします。

- ① 贈呈用記念品購入費用。ただし、次のいずれかの購入費用を除きます。
 - ア. 貨幣、紙幣
 - イ. 有価証券
 - ウ. 商品券等の物品切手
 - エ. プリペイドカード (注)
- ② 祝賀会費用
- ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用
- ④ 同伴キャディに対する祝儀
- ⑤ その他慣習として負担することが適当であると認められる費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

(注) 被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したものを除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用人(注)である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
(注) 臨時雇いを含みます。

第4条 (被保険者の範囲)

この特約において、被保険者とは、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第2条の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第2条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第6条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 次の者すべてが署名または記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - ア. 同伴競技者（注）
 - イ. そのゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者として使用したキャディ。ただし次の（ア）（イ）（ウ）のいずれかを提出できる場合はキャディの署名または記名押印は不要です。
 - （ア） そのゴルフ場の使用人で被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した者1名以上が署名または記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - （イ） 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に被保険者が参加している間に達成したホールインワンまたはアルバトロスで、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員1名以上が署名または記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - （ウ） 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できるビデオ映像等、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に立証することができる資料
 - ウ. そのゴルフ場の責任者
 - ③ 第2条（保険金を支払う場合）の①から⑤までに規定するいずれかの費用の支払を証明する領収書
 - ④ その他当会社が求める書類

（注） ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は同伴競技者の署名または記名押印は不要です。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注） 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または、(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金額の自動復元）

当会社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

第8条（時効）

保険金請求権は、第6条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条（普通保険約款の読替え）

この特約により、普通保険約款第27条（保険金の支払時期）の規定における「前条(2)および(3)」を「この特約第6条（保険金の請求）(2)および(3)」と読み替えて、普通保険約款を適用します。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびゴルフ特別約款の規定を準用します。

第1条（保険料の返還または請求—通知義務の場合）

普通保険約款第12条（通知義務）（1）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通保険約款第19条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還—失効等の場合）

保険契約が失効となる場合には、普通保険約款第20条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還—解除の場合）

普通保険約款第11条（告知義務）（2）、第12条（通知義務）（2）もしくは（6）、第16条（保険契約の解除）（1）または第17条（重大事由による解除）（1）もしくは（2）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または普通保険約款第16条（2）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、普通保険約款第22条（保険料の返還—解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還または請求—料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険契約の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第5条（当会社の責任限度額）

ゴルファー傷害補償特約およびゴルフ用品補償特約が適用される保険契約においては、ゴルファー傷害補償特約第4条（死亡保険金の支払）および第5条（後遺障害保険金の支払）ならびにゴルフ用品補償特約第7条（残存保険金額）の規定にかかわらず、当会社が支払うべき保険金の額は、各契約年度ごとに保険証券記載のそれぞれの保険金額を限度とします。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

保険期間 既経過年数	2年		3年		
	0年	1年	0年	1年	2年
既経過月数					
1ヶ月	88%	46%	92%	64%	32%
2ヶ月	83%	42%	88%	62%	29%
3ヶ月	78%	38%	85%	59%	26%
4ヶ月	73%	33%	82%	56%	23%
5ヶ月	68%	29%	79%	54%	20%
6ヶ月	65%	25%	77%	51%	17%
7ヶ月	63%	21%	75%	48%	14%
8ヶ月	60%	17%	74%	45%	12%
9ヶ月	58%	13%	72%	43%	9%
10ヶ月	55%	8%	70%	40%	6%
11ヶ月	53%	4%	69%	37%	3%
12ヶ月	50%	0%	67%	34%	0%

（注）既経過月数につき1ヶ月未満の端日数は1ヶ月として計算します。

◎その他の特約（共通）

7. 保険契約の継続に関する特約（年払契約用）

7

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続確認日	この保険契約の満了する日の属する月の3か月前の応当日をいいます。
継続契約	この保険契約を継続する保険契約をいいます。
継続証券	保険証券または保険契約継続証をいいます。
継続保険料	継続契約の総保険料をいいます。
約款・料率等	普通保険約款、特約または保険料率（注）等をいいます。 （注）保険料率の適用規定を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険契約の継続）

- （1）継続確認日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日の内容と同一の内容で継続されるものとします。以後毎年同様とします。
- （2）（1）の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証券等を保険契約者に交付します。

第4条（継続証券に記載する契約条件等）

前条（2）に規定する継続証券に記載する契約条件等は、この保険契約が満了する日の内容と同一とします。

第5条（継続契約の保険料および払込方法）

- （1）保険契約者は、継続保険料をこの保険契約の満了する日までに払い込むものとします。
- （2）（1）にかかわらず、継続契約に適用される他の特約の規定により、別の払込期日が定められている場合は、その規定に従うものとします。

第6条（継続保険料払込み前の事故）

- （1）払込期日までに継続保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続保険料を払込期日後1か月以内に当会社の指定する場所に払い込まなければなりません。
- （2）当会社は、保険契約者が払込期日後1か月を経過した日までに継続保険料を払い込んだ場合には、継続保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、普通保険約款第10条（保険責任の始期および終期）（3）の規定は適用しません。
- （3）（2）の規定により、被保険者または損害賠償請求権者が、継続保険料払込み前の事故について保険金または損害賠償額の支払を受ける前に、保険契約者は、継続保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- （4）（1）、（2）および（3）の規定にかかわらず、継続契約に適用される他の特約の規定により、保険料払込みに関する猶予規定が別に定められている場合は、その規定に従うものとします。

第7条（解除—継続保険料不払の場合）

- （1）当会社は、継続保険料の払込期日後1か月を経過した後も、継続保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- （2）当会社は、（1）の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、普通保険約款第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第8条（継続契約に適用される制度・料率等）

当会社が、約款・料率等を改定した場合には、改定後の約款・料率等が継続契約に適用されます。

第9条（継続確認日以後の継続契約の条件の変更）

- （1）この保険契約において継続確認日以後に事故が生じた場合等、継続契約に適用すべき保険契約の条件または割引・割増を変更する必要があるときは、当会社は、継続通知書に記載された内容と異なる保険契約の条件または割引・割増を継続契約に適用することができるものとします。
- （2）（1）の場合には、当会社は、変更後の保険契約の条件を通知書に記載し、

保険契約者にあてた書面を送付することによりその旨を通知します。

第10条（継続契約の告知義務）

- (1) 第3条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約が継続される場合において、継続確認日の前後を問わず、継続証等に記載された事項および継続証等に当社が記載した事項に変更があった場合は、保険契約者、継続証等記載の被保険者は、これを当社に告げなければなりません。
- (2) (1)の告知については、普通保険約款第11条（告知義務）の規定を適用します。

第11条（更新）

この特約の規定により、保険契約が継続された場合には、継続された契約をこの特約にいう「この保険契約」としてこの特約の規定を適用します。以後毎年同様とします。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用されている普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

8. 通信販売に関する特約

8

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続確認日	この保険契約の満了する日の属する月の3か月前の応当日をいいます。
継続契約	この保険契約を継続する保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
継続保険料	保険料を一括して払い込む場合は、継続契約の総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、継続契約の第1回分割保険料をいいます。
払込期日	保険証券、その他当社が発行する保険料の支払いに関する書面等に記載した保険料の払込期日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
申込書	所定の保険契約申込書をいいます。
約款・料率等	普通保険約款、特約または保険料率（注）等をいいます。 （注）保険料率の適用規定を含みます。

第2条（保険契約の申込み）

当社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により申込手続を行うことができます。

- ① 所定の保険契約申込書に、所要の事項を記載し、当社または代理店に提出すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当社または代理店に対し保険契約の申込みの意思を表示すること。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、保険料（注）を払込期日までに、次のいずれかの手続により払い込まなければなりません。

- ① 郵便振替
- ② 銀行振込
- ③ 預金口座振替
- ④ 郵便貯金口座振替
- ⑤ 書留
- ⑥ クレジットカード払

（注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料とします。

(2) 保険契約者は、(1)に定める手続のほか、当社が指定する保険料収納窓口を通じて、保険料（注）を払い込むことができます。この場合、次条（3）の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前事故に関する規定は適用されません。

（注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料とします。

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払いに関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払いに関する他の特約の規定によるものとします。

(4) 保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間の初日（注1）の午前0時（注2）に始まり、末日の午後4時に終わります。
（注1）前条（1）から（3）までに規定する保険料が払い込まれた日の翌日以降とします。
（注2）保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料（注）領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
（注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料とします。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、払込期日までに保険料（注）の払込みがない場合は、保険金を支払いません。
（注）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料とします。
- (2) 当会社は、払込期日までに保険料（注1）の払込みがない場合（注2）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注1）保険料を分割して払い込む場合は第1回分割保険料とします。
（注2）当会社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相応の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第6条（保険契約の継続）

- (1) 継続確認日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同一の内容で継続されるものとします。以降毎回同様とします。
- (2) (1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。
- (3) 継続契約における当会社の保険責任は、第4条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、その保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

第7条（継続保険料の払込期日）

- (1) 保険契約者は、継続保険料をこの保険契約の満了する日までに払い込むものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、継続契約に適用される他の特約の規定により、別の払込期日が定められている場合は、その規定に従うものとします。

第8条（継続保険料払込み前の事故）

- (1) 払込期日までに継続保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続保険料を払込期日後1か月以内に当会社の指定する場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が払込期日後1か月を経過した日までに継続保険料を払い込んだ場合には、継続保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、第4条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。
- (3) (2)の規定により、被保険者が、継続保険料払込み前の事故について保険金の支払を受ける前に、保険契約者は、継続保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (4) (1)、(2)および(3)の規定にかかわらず、継続契約に適用される他の特約の規定により、保険料払込みに関する猶予規定が別に定められている場合は、その規定に従うものとします。

第9条（解除—継続保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、継続保険料の払込期日後1か月を経過した後も、継続保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、普通保険約款第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第10条（継続契約に適用される制度・料率等）

当会社が、約款・料率等を改定した場合には、改定後の約款・料率等が継続契約に適用されます。

第11条（継続確認日以後の継続契約の条件の変更）

- (1) この保険契約において継続確認日以後に事故が生じた場合等、継続契約に適用すべき保険契約の条件または割引・割増を変更する必要があるときは、当会社は、継続証等に記載された内容と異なる保険契約の条件または割引・割増を継続契約に適用することができるものとします。
- (2) (1)の場合には、当会社は、変更後の保険契約の条件を継続証等に記載し、保険契約者にあてた書面を送付することによりその旨を通知します。

第12条（継続契約の告知義務）

- (1) 第6条（保険契約の継続）（1）の規定によりこの保険契約が継続された場合において、継続確認日の前後を問わず、継続証等に記載された事項および継続証等に当社が記載した事項に変更があった場合は、保険契約者、継続証等記載の被保険者は、これを当社に告げなければなりません。
- (2) (1)の告知については、普通保険約款第11条（告知義務）の規定を適用します。

第13条（更新）

この特約の規定により、保険契約が継続された場合には、継続された契約をこの特約にいう「この保険契約」としてこの特約の規定を適用します。以後毎回同様とします。

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

9. 保険料クレジットカード払特約

9

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
追加保険料	保険契約の条件の変更に伴う追加保険料をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
保険料	年額保険料、分割保険料および追加保険料をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者である場合で、かつ、保険契約者がこの保険契約の保険料をクレジットカードによって支払うことを当社が承認した場合に適用されます。

第3条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、この特約により、クレジットカードによって保険料を払い込むことができます。
- (2) 保険契約者から、保険料のクレジットカードによる払込みの申出があった場合は、当社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行います。
- (3) 当社は、(2)の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- (1) 前条の規定により、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（注）以降は、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故または傷害に対して保険金を支払わないとする旨の規定を適用しません。

（注）保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、その保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第5条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合におい

- て、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当社は保険証券記載の保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第6条 (保険料の返還の特則)

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当社が保険料(注)を返還する場合は、当社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料(注)を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認することなく保険料(注)を返還します。

(注) 契約内容の変更に伴う追加保険料を含みます。

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

10. 保険料支払に関する特約

10

第1条 (保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日後10日以内に払い込むものとします。

第2条 (保険料払込前の事故)

当社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (保険料不払による保険契約の解除)

当社は、保険契約者が第1条(保険料の払込み)に規定する払込期日までに、保険料の支払を怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条 (保険契約解除の効力)

前条による解除の効力は、普通保険約款第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

11. 保険料分割払特約 (一般用)

11

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款第19条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)および(4)に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、同条の規定にかかわらず、別表により計算した保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が普通保険約款第19条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(4)に定めるところに従い、当社が(1)に定める追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日までに追加保険料の払

込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注）の規定に従い、保険金を支払います。

（注）この保険契約について適用される他の特約を含みます。

第6条（分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険契約の解除—分割保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（注1）までに、次回払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合（注2）

（注1）払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。

（注2）当会社が、保険契約者に対し分割保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、普通保険約款第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、次の時から、それぞれ将来に向かって生じます。

① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1)②による解除の場合は、次回払込期日（注）

（注）払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、別表により計算した保険料を返還します。

第8条（普通保険約款の読替え）

この特約により、普通保険約款第20条（保険料の返還—無効または失効の場合）および第22条（保険料の返還—解除の場合）の規定における「未経過期間に対する日割をもって計算した保険料」を、「保険料分割払特約（一般用）別表により計算した保険料」とそれぞれ読み替えて、普通保険約款を適用します。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

〈別表〉

追加保険料、返還保険料については、次の月割係数を乗じて計算した保険料を請求または返還します。

(1) 保険料が追加となる場合に適用する月割係数

未経過期間に対する
下表に掲げる月割係数

(2) 保険料が返還となる場合に適用する月割係数

1

− 既経過期間に対する
下表に掲げる月割係数

未経過期間 既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
月割係数	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

MEMO

MEMO

MEMO

